

南山カントリークラブ” 規約

第 1 章 総 则

- 第 1 条 本クラブは南山カントリークラブ(以下クラブという)と称する。
第 2 条 本クラブは(株)南山カントリークラブ(以下会社という)が所有し經營するゴルフコースおよび附帯施設を利用して会員の健康増進と品格の向上ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第 3 条 本クラブの事務局は南山カントリークラブのハウス内に置く。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本クラブは下記の会員をもって組織とする。
(1)特別会員
(2)正会員(個人会員、法人会員)
(3)準会員(個人会員、法人会員の平日会員)
第 5 条 特別会員は理事会において推挙する。
第 6 条 1. 正会員または準会員として本クラブに入会を希望する場合は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得て所定の入会保証金および名義登録料を会社に納入するものとする。
2. 会員は会社に納入した入会保証金を他に譲渡したり、賃権を設定したり、その他一切の処分をしてはならない。これに違反した時は規約第10条のいずれかを適用することがある。
3. 会員は暴力団等の反社会的勢力に一切関わりが無いこと。
第 7 条 入会保証金および名義登録料の額は理事会の承認を得て会社が別に定める。
第 8 条 1. 入会保証金には利息をつけない。退会の場合はその入会保証金は会社の規定により返還する。
2. 規約第6条における入会保証金は、会社に対する一切の責務を保証するもので返還時における当該会員の一切の責務を清算し、残額を返還する。
3. 会社は、天災地変その他の不可抗力の事態などが発生した場合には、理事会の承認を得て入会保証金の返還を一時停止することがある。

- 第 9 条 会員は次の場合資格を失う。
1. 退会 1. 除名
第 10 条 会員が次の各号の該当するときは、理事会の決議によって会員としての資格を一時停止、又は除名されることがある。
1. 本クラブの名誉を毀損し又は秩序をみだしたとき。
2. 本規約その他理事会の定める規定に違反したとき。
3. 請求の日から起算して3ヶ月以上諸支払いを滞納したとき。
4. その他除名を至当とする行為があつたとき。

- 第 11 条 正会員または準会員は理事会の承認を得て、その資格を譲渡し名義書換をすることができる。ただし名義書換の登録料は理事会の承認を得て会社が別に定めたものを会社に納入するものとする。
第 12 条 会員は理事会の承認を得て会社が別に定めた年度会費、諸費用、負担金を会社に納入するものとする。

第 3 章 役 員

- 第 13 条 本クラブは次の役員を置く。
理事長 1名
常任理事 2名以内
理事 30名以内
ただし、必要あるとき理事長は、理事会の議を経て副理事長を委嘱することができる。
理事は、正会員および特別会員より総会において選任する。選任された理事の互選で理事長、常任理事を選出する。その任期は2年とする。ただし重任を妨げない。尚、必要あるとき理事長は理事を指名委嘱する事ができる。ただしその任期は次の総会までとする。

- 第 15 条 理事長は本クラブを代表とし、理事会の議長となり本クラブの運営を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、常任理事は理事長を補佐し、業務の執行に当たる。
第 16 条 役員は本クラブの役員にふさわしくない行為があつた場合又は特別の事情のある場合は総会の決議でこれを解任することができる。

第 4 章 会 議

- 第 17 条 会議は総会および理事会とする。
会議はすべて理事長が招集し、その議長となる。理事長事故あるときは、副理事長または常任理事があり、なお事故あるときはあらかじめ理事長の定める順位の理事が当たる。
第 19 条 議事はすべて出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長これを決する。総会の議決権者は委任状により他の出席議決権者に議決権を代理行使させることができる。正会員1名に対し1個の議決権を有する。なお、正会員以外の会員は総会において議決権を有しない。
第 20 条 会議の議事録は議長ならびに出席した者の内から2名が記名捺印し保存する。
第 21 条 総会をわけて定期総会と臨時総会とする。定期総会は2年に1回10月に招集し、当該年度の役員を選出する。臨時総会は、理事会において必要と認めたとき又は正会員の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があり、理事会が認めたときに招集する。
第 22 条 総会を招集するには開会日の1週間以上前に正会員に対し会議の目的たる事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。
第 23 条 総会は決議権を有する会員の3分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。
第 24 条 理事会は理事長において必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき招集する。
第 25 条 (1)理事会は2分の1以上の理事が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、理事会の議決権者は委任状により他の出席議決権者に議決権を代理行使させることができる。
(2)理事長が提案した当該議事について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議事を承認する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

第 5 章 管 理

- 第 26 条 理事会は本クラブの運営を円滑にするため、次の事項を審議し会社に、その執行を求める。
1. 本クラブの運営に関する基本的事項。
2. 上記に関する諸規則の制定改廃。
3. 各種の専門委員会に関する事項。
4. その他必要な事項。
第 27 条 本クラブの事業年度は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第 6 章 規 約 変 更

- 第 28 条 本規約の変更は総会の決議によることを必要とする。本規約の解釈に疑義あるときは理事会の決するところによるものとする。

第 7 章 付 则

- 第 29 条 その他必要な詳細は理事会の承認を得てこれを定める。
第 30 条 本規約は平成11年12月10日、一部変更を行ない、同日から施行する。なお、第8条1.3.については、本条の年月日以降に入会保証金の払込みを行つた新入会員に適用される。
第 31 条 本規約は平成29年10月4日、一部変更を行ない、同日から施行する。